

〔研究ノート〕

未婚の子の就業と親介護

知 脇 希

要 旨

日本では未婚子の親との同居が多く、未婚子が介護を担う可能性が増している。しかし、介護が就業に与える影響を未婚子で分析したものは少ない。このため、親と同居している未婚子を対象に、介護の必要度を考慮した介護の就業抑制効果、要介護認定の有無から介護保険の就業促進効果を分析し、男女で比較した。

データは平成19年、22年国民生活基礎調査匿名データAを使用した。親と同居している35～59歳未婚子のうち、65歳以上のものがある世帯を分析対象とした。男女別に両親やひとり親などの親と同居している世帯の推計と、親に配偶者がいないひとり親と未婚の子のみの世帯の就業関数の推計を行った。

推計の結果、親と同居している世帯の男性では、介護同居の就業抑制効果は認められなかった。世帯人数の増加が就業確率を高めることを鑑みると、他に世帯員がいる場合、男性では介護よりも稼得役割が期待されていると考えられる。しかし、ひとり親と未婚の子のみの世帯に限定した場合、手助けや見守りが必要な者がいない世帯に比べ、外出に手助けが必要な者との同居は、就業を抑制していた。また女性では、ひとり親と同居の世帯、ならびに親に配偶者がいる場合も含めた親と同居の世帯の推計でも、外出に手助けが必要な者、屋内での生活に介助が必要な者との同居に就業を抑制する効果が認められた。要介護認定の有無で介護保険の効果を確認したところ、就業確率を高める有意な効果は認められなかった。

ひとり親と未婚子の世帯では、男女ともに介護の就業抑制効果が認められ、要介護認定の有意な効果は認められなかった。今後は介護離職ゼロを目指す就労環境の更なる推進と、家族介護者支援施策が必要と考える。

1 研究の背景と目的

「介護離職10万人」。これは総計ではなく、1年間の数である¹。在宅介護の主な担い手は同居の家族で、その中でも配偶者が26%、子が22%を占め、介護者の男性が3割である現在、夫や息子による介護も増えている²。

近年、親と同居の壮年未婚者が増えていることが報告されており³、本稿が使用する平成22年「国民生活基礎調査」匿名データでは、35～59歳の未婚割合は男性20.0%、女性11.5%で、

そのうち男性60.3%、女性63.1%というかなり高い割合の者が親と同居している⁴。つまり、多くの未婚男女が介護者予備軍であり、今後増えていくことが予想される。しかし、未婚子の介護にテーマを絞った分析はまだ少数である。本稿では、「国民生活基礎調査」の匿名データを用いて、まずは誰が介護を担っているのかを示し、介護における子の役割を確認した上で、介護が必要な親との同居が未婚子でも就業を抑制するのか、また介護保険は彼らの離職を抑制する効果を持つのかどうかを分析する。

2 先行研究

シングルに着目し、介護の就業に与える影響を分析した研究は少ない。大津（2013）は、無配偶男性、女性の比較を行い、同居要介護者がいる場合、1年後の離職率は男女とも有意に高くなったものの、就労収入を制御すると、無配偶男性の離職率への有意な影響は観察されないことを報告している。家庭内労働頻度の増加と就業を未婚男女で比較した大風（2014）の研究では、家庭内労働頻度の増加は未婚女性が正規就業になる可能性を低下させるものの、未婚男性では影響が認められておらず、介護の就業抑制効果は未婚男女で異なる影響を示す可能性を提示している。

既婚者も含めれば、男女を比較した研究は多い。岩本（2000）は、要介護者との同居は女性では就業を抑制する影響を持つものの、男性では確定的な結果が得られなかったことを報告している。ひとり親と同居している男女を対象としたYamada and Shimizutani（2015）の分析では、男女とも同居主介護者であることは就業を抑制するものの、要介護認定を受けていることは女性でのみ一部の推計で就業確率を高める効果を示した。また有配偶であることは男性では就業を促し、女性では抑制する効果を提示している。酒井・佐藤（2007）は既婚者の親介護を分析し、要介護者の存在によって家族の就業は抑制される傾向にあり、男性では正規雇用や自営業の就業、退職決定に影響し、女性では非正規雇用の就業、退職決定に影響を与えていることを示した。前述した大津（2013）は有配偶男女の分析も行っており、要介護者との同居では有意な効果を示さなかったものの、要介護4・5の者との同居は、有配偶女性の1年以内の離職率を高めている。

既婚女性の分析では、母親との同居が就業を促すものの、介護は抑制効果をもつことを示した研究（西本・七條，2004）や、主観的健康観がよくないほど、夫の収入が高いほど就業確率が低下し、また要介護の親との同居や、要介護

度が高くなることも、就業確率を低下させることを示す研究がある（大津・駒村，2012）。

このように、介護の就業抑制効果はシングル男性では明らかではなく、シングル女性、既婚女性、男女では有意な効果が認められており、既婚男性では分析によって結果が異なる。特に既婚者では、「夫は仕事、妻は介護」の傾向が見られているが、未婚子の場合、「息子は仕事、娘は介護」の傾向はみられるのだろうか。また、介護保険の就業促進効果は明らかではなく、要介護認定の軽度者が増えている中、介護の必要度や介護保険の効果は、更に検討が必要だろう。本稿では今まで分析が十分に行われていない未婚男性、女性の親介護について、「障害高齢者の日常生活自立度」の指標を用いて同居介護は就業を抑制するのかを、要介護認定の有無から介護保険には就業を促す効果があるのかを分析する。

3 データからみる介護世帯の状況

(1) 「国民生活基礎調査」匿名データの概要

厚生労働省「国民生活基礎調査」は、日本の在宅介護世帯の全体像が分かる貴重な調査である。このため、規模の小さいデータではなかなかとらえられない、発生率の低い未婚子による親介護も分析できる。この調査は平成23年から匿名データとして一般の個票の研究利用が、申請により可能となったところである。本研究で分析するのは、世帯票・健康票が連結された平成19年、平成22年「国民生活基礎調査」匿名データAである。サンプルサイズは平成19年37,676世帯98,789人、平成22年36,387世帯93,730人である。匿名データでは、個人が特定されないよう秘匿処置が講じられており、介護に関しては「手助けや見守りを要する者」が2人以上いる世帯は除外されている。

「国民生活基礎調査」は世帯番号、世帯員番号が付与され、その上で個人についての情報が得られる。このため、手助けや見守りが必要な者が世帯内にいるかどうかという情報を用い、

ここではそうした世帯を以下「介護世帯」と呼び、他の世帯員の就業に与える影響を分析する。

(2) 主たる介護者の続き柄と世帯構造

匿名データでは、主な介護者を特定することはできないが、手助けや見守りが必要な者からみた続柄を知ることができる。ここでは「子」がどの程度主に介護役割を担っているかを確認する。平成22年匿名データを用いて、同居、別居を含めた主たる介護者を続柄別に度数でみたものが図1である。すると、続柄では「子」が最も多くなっていることがわかった。なお図には示していないが、平成19年匿名データでは主たる介護者は「配偶者」が最も多かった。図1には主たる介護者別にその属する世帯構造をも記述してある。「子」が主たる介護者の場合、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」は少なく、多いのはひとり親を通いで介護する「単独世帯」、同居では「ひとり親と未婚の子のみの世帯」、「三世帯世帯」、「その他の世帯」である。一方、夫婦が同居している世帯では「配偶者」が主な介護の担い手であり、そうした「配偶者」による介護が最も多いのは「夫婦のみの世帯」461人、次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」190人である。

「単独世帯」に着目すると、「事業者」238人、

別居の「子」228人が多く、通いで介護がされていることがわかる。なお、本データでは、「見守りが必要な者」によって「介護世帯」を定義づけている。ただしこの定義であると、調査票の定義から「6歳以上で障害等のために見守りが必要な者」が含まれている。このためもあり、「父母」が主な見守り者という世帯をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」に属する者が多いと考えられる。

(3) 未婚子の就業

本稿では就業について分析するため、35歳以上で、退職年齢前の59歳以下の未婚子を対象とする。平成22年匿名データAでは、35～59歳の未婚男女のうち介護世帯に属する割合は、男性10.1%、女性10.9%と1割を占め、また子が主たる介護者の世帯は男性4.3%、女性5.2%が該当する。

未婚者の就業状況と介護が必要な者との同居には関連があるだろうか。男女別、既婚未婚別に全体と介護世帯の就業形態⁵分布を比較したものが図2である。まず全体をみると未婚男女は既婚男女に比べ就業状態の男女差は大きくはない。しかし介護世帯の未婚者では無業割合が男性で5.6%、女性で9.7%とかなり増加することがわかる。一方既婚男性をみると、介護世帯では正規就業が9.2%減少するが無業割合に大

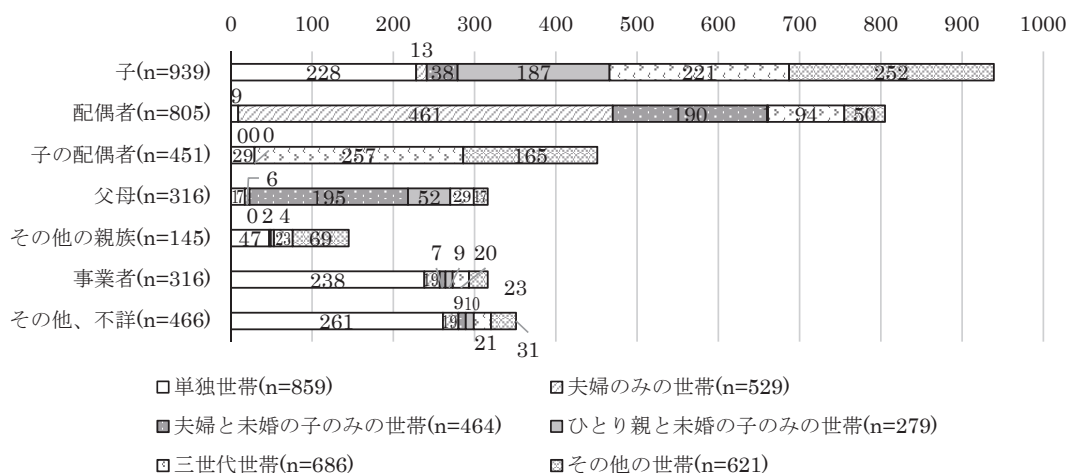


図1 主たる介護者別世帯構造分布 (n=3,438、2010年)

きな変化はなく、既婚女性では3人に1人がそもそも無業だが、それは介護世帯かどうかで大きな差は認められない。介護世帯の未婚子で無業割合が高まるが、就業が期待される年齢の者が無業していることは、年金を受給している親が死亡した後貧困に陥るリスクが高いと考えられる。介護保険が無業をどの程度抑制するかは重要な論点といえるだろう。

4 実証分析

(1) 分析モデル

本研究の関心は、家族介護というインフォーマルケアと、介護保険というフォーマルケアが労働供給行動に与える影響である。本稿では現在まで分析が十分に行われていない未婚子を、ジェンダーを考慮して男女別に分析する。年齢は就業が期待される35～59歳に限定し、本人自身は見守りや手助けが必要ないものを対象とする。更に「子」という属性に着目するため、65歳以上のものと同居し、世帯に続柄が「世帯主の親」または世帯主の「子」がいる場合を親と同居の世帯とした。この世帯は「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」に加え、「三世代世帯」「その他の世帯」の大部分を対象としている。加えて、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」

に限定した推計も行う。これは未婚子以外の同居家族員の介護の影響を除くためである。被説明変数は就業を1、非就業を0とする2値の就業状態とするため、ロジットモデルにて推計する。

ここでは平成19年、平成22年2年分のデータを合わせて分析する。両年で介護保険制度に変化が大きいとすれば両年のデータをプールするのはふさわしくはない。しかし介護保険制度は現在までに何度か見直しが行われているものの、調査が行われた平成19年、平成22年の間に大きな変化はないため、介護保険の影響は同等と仮定した⁶。データの接合は出現率の低い未婚子と親同居の標本数を増やすためであり、標本数が大きくなることで検定力は高まると考え接合した。

説明変数には、年齢は5歳階級値ダミーを使用する。符号の予測は、高齢になるほど引退が増えるため負の符号を示すと考える。本人の健康状態も就業に影響するため、「健康状態はいかがですか」の回答のうち「よくない」を1、「あまりよくない」を2、「ふつう」を3、「まあよい」を4、「よい」を5とし主観的健康観変数として使用する。健康は良好であれば就業能力も高まるため符号は正と考える。世帯変数のうち、資産に関連するものとして、住居が持家の場合を1、異なる場合を0とする持家ダミーを用い

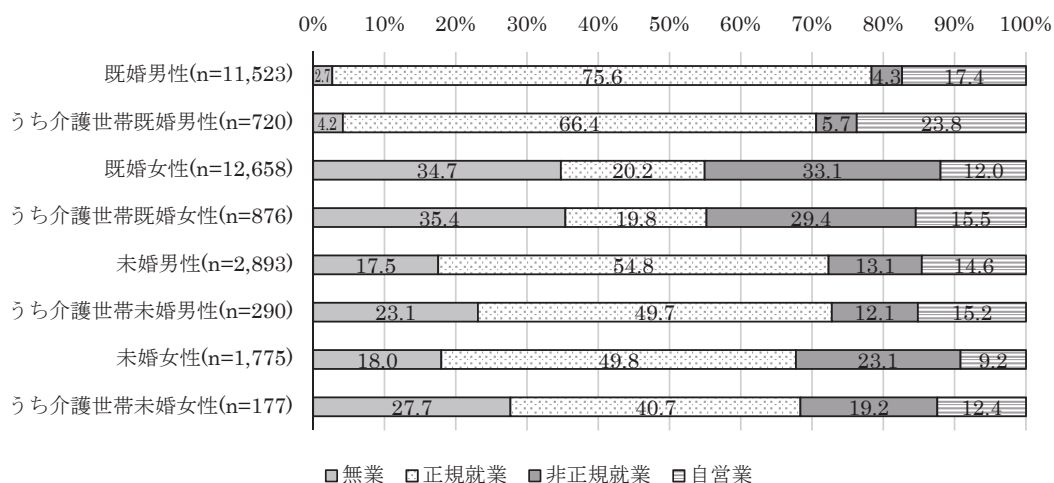


図2 男女別既婚未婚別就業形態の分布（35～59歳、見守りを必要としない者、2010年）

る。持ち家は引退年齢であれば、所得効果を通じて離職をうながす効果も考えられるものの、現役であればむしろ稼得能力があるために家を持てるという関係性であるかもしれない。いずれにせよ世帯全体の持つ資産を表すコントロール変数とする。世帯人数が多ければ未婚子は他のメンバーと家事や介護を分業できるため働きやすいと考え符号は正を予想した。介護される者の介護の必要度は日常生活自立度により判別する。見守りや手助けを必要とする者がいない場合は「自立」とし、必要とする者がいる場合は、「障害高齢者の日常生活自立度」を用いて「生活自立」、「準寝たきり」、「寝たきり」に分類した⁷。自立度が低ければ、介護量が増えインフォーマルケアの必要性が増すため、「自立」と比べ負の符号を示すと考える。介護保険の利用の代替変数として、要介護認定を受けている場合を1、受けていない場合を0とする要介護認定ダミーを用いる。フォーマルケアの利用は、インフォーマルケアの負担を軽減し就業を促進すると考えるため、符号の予測は正である。

ここでは次のような回帰モデルを考える。

$$y_i^* = \beta_0 + \sum_{j=1}^k \beta_j x_{ij} + u_i$$

β はパラメータ、 x_{ij} はサンプル i における j 番目の説明変数 ($j=1, 2, \dots, k$)、 u は誤差項とする。 y^* は観測されない潜在変数である。ここで観察するのは次のように定義されたダミー変数 y_i である。

$$y_i = \begin{cases} 1 & \text{就業} & y^* > 0 \\ 0 & \text{非就業} & \text{その他} \end{cases}$$

付表に記述統計量を示す

(2) 就業関数の推計結果

表1に推計結果を示す。未婚の男性、女性とも35～39歳に比べ加齢が進むと就業確率を抑制する効果が見られ、また、男性、親と同居の女性では、主観的健康観が高くなるほど、また

持ち家という資産を持つことは持たないことに比べ、就業確率を高める有意な効果があった。世帯人数の増加は、親と同居している世帯全体で推計した場合は、男性で就業確率を高める有意な効果が認められた。しかし、女性、ひとり親と同居の男性では、家事介護等を共に担う他の家族員がいることで期待される就業促進効果は、認められていない。

日常生活自立度についてみていこう。「自立」に比べ、見守りや手助けが必要でも生活がほぼ自立している「生活自立」では有意な差は認められない。外出には介助が必要な「準寝たきり」は親と同居の世帯の女性、ひとり親と暮らす男性、女性で、屋内での生活に介助が必要な「寝たきり」は親と同居の世帯およびひとり親と未婚の子のみの世帯の女性で就業確率を低下させる有意な効果が認められ、親の日常生活自立度が低下している場合、子どもの就業を抑制していた。しかし、親と同居の世帯の男性では、有意な就業抑制効果は認められず、加えて有意ではないものの親が「生活自立」であれば男性の就業への符号が正であった。これは手助けや見守りが必要であっても、生活がほぼ自立していれば、親が息子に稼得役割を期待するためかもしれない。

一方、要介護認定を受けていること、すなわちフォーマルケアを受けられる権利の効果は、符号は予想通り正であった。しかしながら、有意な効果は認められなかった。

5 結果と考察

介護の就業抑制効果について考察する。まず息子をみる。図2のとおり未婚男性全体に比べ、介護世帯の無業割合は5.6%増えていた。しかし、計量分析からは、多様な世帯構造を含めた親と同居の世帯の推計では、外出や日常生活に介助が必要な親との同居でも有意な就業抑制効果を示さず、世帯人数は就業確率を高める有意な効果を示した。これは、親の連れ合いやきょうだいがいる場合、未婚の息子は介護役割では

なく、稼得役割が期待されるためと考えられる。一方、手助けが少ないひとり親と未婚の子のみの世帯では、外出に介助が必要な「準寝たきり」の親と同居する息子は離職に陥りやすいという結果が得られた。

次に娘を見る。娘の場合、介護世帯では図2のとおり無業割合が9.7%増えていた。また、ひとり親と未婚の子のみの世帯、親に連れ合いがいる場合も含めた親と同居の世帯の推計結果でも、外出に介助が必要な状態に加えて、屋内での生活に介助が必要な低い自立度で就業を抑制する有意な効果も認められた。このことから、娘の場合は親の連れ合いなど他の介護者がいても、介護が必要な親との同居により就業が抑制されやすいことがわかる。

続いて日常生活自立度の影響に注目する。外出が一人のできる「生活自立」であれば、介護の就業抑制効果は男女とも認められなかった。そうであれば、介護が必要なほど就業が抑制されると考えられるが、息子の場合、ひとり親と未婚の子のみの世帯の推計では、介助なしには外出しない「準寝たきり」は有意であったが、屋内での生活に介助が必要な「寝たきり」では

「自立」に比べ有意な就業抑制効果が認められていない。これは、観測数が少ないためか、ひとり親がベッド上で過ごす状態であれば、稼得役割が重視されるのかもしれない。

もう1つの関心は、介護保険の就業促進効果である。本研究では予想通り就業を促す効果を示すものの有意ではなく、未婚子の親介護の場合、介護保険に就業を促すほどの効果はみられなかった。しかし、介護保険の利用時間そのものを説明変数にはしていないので有意な効果がないという結果には留保が必要である。

ひとり親の介護で、同居の未婚子が無業となる可能性は高まる。そして、ひとり親の死後に親の年金収入がなくなった時には貧困に陥ってしまう危険がある。これを防ぐには2つの支援が必要であろう。1つは、就労世代の働き方を変え、仕事と介護が両立できるようにすることである。現在も介護離職ゼロを目標に対応が行われているところであるが、長時間労働をよしとしない取り組みが更に必要である。もう1つは、同居家族がいる場合、介護保険では提供されないことの多い、家事などの生活援助サービスを提供する仕組みを作り、介護役割を担いや

表1 就業関数の推計結果（ロジットモデル、未婚、35～59歳）

	未婚男性				未婚女性			
	親と同居の世帯		ひとり親と未婚の子のみの世帯		親と同居の世帯		ひとり親と未婚の子のみの世帯	
	係数	z値	係数	z値	係数	z値	係数	z値
年齢階級（ベース：35～39歳）								
40～44歳	-0.013	-0.11	-0.393	-1.6	-0.265	-1.84	-0.516	-1.85
45～49歳	-0.079	-0.57	-0.425	-1.77	-0.413	-2.54 *	-0.424	-1.46
50～54歳	-0.439	-2.92 **	-0.707	-2.88 **	-0.649	-3.39 **	-0.608	-1.94
55～59歳	-0.499	-2.78 **	-0.688	-2.58 *	-0.927	-4.32 ***	-0.701	-2.12 *
主観的健康観	0.442	8.31 ***	0.426	5.21 ***	0.275	4.42 ***	0.153	1.53
持ち家ダミー	0.438	3.39 **	0.538	3.14 **	0.513	3.07 **	0.412	1.82
世帯人数	0.144	2.49 *	-0.024	-0.17	-0.071	-1.24	-0.233	-1.51
日常生活自立度：自立								
生活自立	0.288	1.18	-0.053	-0.17	-0.032	-0.11	-0.578	-1.45
準寝たきり	-0.400	-1.78	-0.785	-2.42 *	-0.849	-3.54 ***	-1.574	-3.78 ***
寝たきり	-0.442	-1.78	-0.510	-1.38	-0.693	-2.42 *	-1.462	-2.85 **
要介護認定ダミー	0.398	1.7	0.395	1.19	0.322	1.22	0.506	1.15
定数項	-0.967	-3.52 ***	-0.326	-0.7	0.165	0.54	1.035	1.79
観測数	2,663		1,023		1,695		598	
尤度カイ2乗値	139.14	***	62.21	***	87.52	***	46.96	***
対数尤度	-1396.7		-585.19		-967.28		-358.98	
疑似決定係数	0.047		0.051		0.043		0.061	

p<0.05:* p<0.01:** p<0.001:***

すい娘やひとり親を介護する息子をサポートする取り組みである。生計を維持する必要がある同居家族に対しては、就業継続を可能にするようなサポートがより必要である。例えば子育て相互援助活動で行われている提供会員と依頼会員を組織する仕組みをつくり、元気な高齢者や学生の参加を促すことは、一定規模の自治体であれば可能だろう。また、介護予防・生活支援サービス事業が取り込まれ始めているところであるが、生活援助サービスの対象を、要支援者のみではなく要介護者まで拡大することも、ひとり親を介護する息子、娘の就業継続を促すだろう。

今回、「息子は仕事、娘は介護」の傾向が見られたが、ひとり親と未婚の子のみの世帯では「息子も娘も介護」となった。これはひとり親家庭の仕事と家庭の両立の難しさと重なる。ケアと仕事を続けるためには、今後労働環境と地域包括ケアシステムによって、柔軟に介護者も支援する仕組みを作る必要があるだろう。

本研究の限界としては、個人収入や地域をコントロールできていない点が挙げられる。また、内生性を考慮したモデルではない点注意が必要である。今後の課題としたい。

本研究は、法第36条の規定に基づいて厚生労働省から提供を受けた「国民生活基礎調査」に関する匿名データを利用した。匿名データを利用して得られた結果は、独自に作成・加工した統計である。本稿は人口学研究会第585回定例会で「2人世帯の就業選択と介護」として報告したものの一部を修正したものである。

国民生活基礎調査匿名データの提供を受けたことに対して、改めて謝意を表す。また、人口学研究会参加者、査読者から助言をいただいたことに感謝申し上げる。残る課題は筆者の責任である。

注

- 1 総務省統計局「平成24年就業構造基本調査結果の概要」

- 2 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」
- 3 総務省統計研究所西文彦「親と同居の壮年未婚者2014」
- 4 世帯構造のうち、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」「三世帯世帯」に属する未婚の子の割合を示した。
- 5 仕事の状況を尋ねた設問の回答が「仕事なし」の者は無業、「勤めか自営かの別」の設問で、「自営業主（雇人あり）」「自営業主（雇人なし）」「家族従業者」「内職」「その他」は自営業主、「会社・団体等の役員」は正規雇用とした。また、「一般常雇者（契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者）」「1月以上1年未満の契約雇用者」「日々又は1月未満の契約の雇用者」のうち、「勤め先での呼称」が「正規の職員・従業員」を正規雇用、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」を非正規雇用とした。
- 6 なお介護保険の大きい変化としては平成17（2005）年の予防重視型システムへの転換、平成18（2006）年の地域密着型介護サービスの創設、平成24（2012）年の地域包括ケアシステムの施行、複合型サービスの創設、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設などがある。
- 7 「障害高齢者の日常生活自立度」は、要介護認定の認定調査や主治医意見書で用いられる。この指標が設問に含まれているため、本研究ではこれを介護必要度の代替変数とする。判定の基準は、「生活自立（ランクJ）」が何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する、「準寝たきり（ランクA）」が屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない、「寝たきり（ランクB）」が屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ、「寝たきり（ランクC）」が1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する、である。

参考文献

- Yamada, Hiroyuki. and Shimizutani, Satoshi (2015) Labor market outcomes of informal care provision in Japan, *The Journal of the Economics of Ageing*, 6, 79-88.
- 岩本康志（2000）「要介護者の発生にともなう家族の就業形態の変化」『季刊社会保障研究』36(3), 321-337.
- 大風薫（2014）「中年期末婚女性における家庭内労働と就業－中年期末婚男性との比較による検討」生活社会科学研究（21）, 17-28.

- 大津唯・駒村康平（2012）「介護の負担と就業行動」樋口美雄・宮内環，他編『パネルデータによる政策評価分析3 親子関係と家計行動のダイナミズム—財政危機下の教育・健康・就業』慶應義塾大学出版会，143-159.
- 大津唯（2013）「在宅介護が離職に与える影響」樋口美雄・赤林英夫，他編『パネルデータによる政策評価分析4 働き方と幸福感のダイナミズム—家族とライフサイクルの影響』慶應義塾大学出版会，139-153.
- 酒井正・佐藤一磨（2007）「介護が高齢者の就業・退職決定に及ぼす影響」『日本経済研究』（56），1-25.
- 西本真弓・七條達弘（2004）「親との同居と介護が既婚女性の就業に及ぼす影響」『季刊家計経済研究』（61），62-72.

付表 記述統計量（就業関数、65歳以上のものと同居、35～59歳、未婚）

	未婚男性、親と同居の世帯					未婚男性ひとり親と未婚の子のみの世帯				
	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
就業	2,663	0.760	0.427	0	1	1,023	0.710	0.454	0	1
35～39歳	2,663	0.347	0.476	0	1	1,023	0.173	0.378	0	1
40～44歳	2,663	0.255	0.436	0	1	1,023	0.214	0.410	0	1
45～49歳	2,663	0.191	0.393	0	1	1,023	0.255	0.436	0	1
50～54歳	2,663	0.131	0.337	0	1	1,023	0.211	0.408	0	1
55～59歳	2,663	0.076	0.265	0	1	1,023	0.147	0.354	0	1
主観的健康観	2,663	3.403	0.955	1	5	1,023	3.290	0.939	1	5
持家	2,663	0.867	0.340	0	1	1,023	0.795	0.404	0	1
世帯人数	2,663	2.981	0.899	2	7	1,023	2.253	0.500	2	5
自立	2,663	0.832	0.374	0	1	1,023	0.821	0.383	0	1
生活自立	2,663	0.047	0.211	0	1	1,023	0.058	0.233	0	1
準寝たきり	2,663	0.065	0.246	0	1	1,023	0.077	0.267	0	1
寝たきり	2,663	0.057	0.231	0	1	1,023	0.044	0.205	0	1
要介護認定	2,663	0.090	0.287	0	1	1,023	0.090	0.286	0	1
	未婚女性、親と同居の世帯					未婚女性、ひとり親と未婚の子のみの世帯				
	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
就業	1,695	0.716	0.451	0	1	598	0.662	0.473	0	1
35～39歳	1,695	0.385	0.487	0	1	598	0.212	0.409	0	1
40～44歳	1,695	0.270	0.444	0	1	598	0.258	0.438	0	1
45～49歳	1,695	0.172	0.378	0	1	598	0.226	0.418	0	1
50～54歳	1,695	0.101	0.301	0	1	598	0.166	0.372	0	1
55～59歳	1,695	0.072	0.259	0	1	598	0.139	0.346	0	1
主観的健康観	1,695	3.365	0.932	1	5	598	3.318	0.922	1	5
持家	1,695	0.886	0.318	0	1	598	0.803	0.398	0	1
世帯人数	1,695	3.113	0.986	2	7	598	2.343	0.577	2	5
自立	1,695	0.827	0.378	0	1	598	0.814	0.389	0	1
生活自立	1,695	0.043	0.203	0	1	598	0.052	0.222	0	1
準寝たきり	1,695	0.067	0.251	0	1	598	0.079	0.269	0	1
寝たきり	1,695	0.063	0.242	0	1	598	0.055	0.229	0	1
要介護認定	1,695	0.090	0.287	0	1	598	0.095	0.294	0	1

Influence of Long-term Care Provisions on the Employment Choice of Coresident Unmarried Children

Nozomi CHIWAKI

Summary

With the implementation of long-term care insurance in Japan in 2000, care is presently provided through informal care by family members and through formal care by means of long-term care insurance. However, the number of individuals leaving work in order to provide care has reached 100,000 annually. The number of unmarried children living with their parents has also increased in the country. The possibility that coresident unmarried children will become caregivers has thus correspondingly increased. In this paper, I examine the effect of coresident care and long-term care insurance on employment, focusing on households with unmarried children living with parents or a single parent.

Targeting children from 35 to 59 years old, I estimated the employment function for each gender and household structure. I performed an analysis assuming the reason for care provision to be cohabitation with a person requiring daily living assistance and taking long-term care certification to be an effect of long-term care insurance.

The results of the analysis show that for unmarried female caregivers, the probability of employment was reduced because of the support needed by the parent for going out and required daily living assistance. The support required by an unmarried male's parent for going out had a significant effect on decreasing the possibility of employment in households where unmarried children lived with single parent, although there was no such significant observation regarding unmarried males. live with parents or single parent A significant effect of long-term care insurance on employment was not observed in unmarried children living with parents.

Hereafter, revisions to long-term care insurance should be considered for working caregivers. Moreover, greater flexibility of work style is desirable.